

2022年3月30日

各 位

会 社 名 株式会社ナイガイ 代表者名 代表取締役社長 今泉 賢治 (コード番号:8013 東証第一部) 問合せ先 取締役管理部門統括 市原 聡 (Tel 03-6230-1654)

資本金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 4 月 27 日開催予定の第 125 回定時株主総会に資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、早期復配に向けた環境整備を行うこと 及び今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的としております。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

2022 年 1 月 31 日現在の資本金の額 2,000,000,000 円のうち 1,900,000,000 円を減少し、資本金の額を 100,000,000 円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額1,900,000,000円をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分の要領

会社法第 452 条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により増加するその他資本剰余金 1,900,000,000 円と 2022 年 1 月 31 日現在のその他資本剰余金 4,794,428,702 円のうち 43,431,437 円を合計した 1,943,431,437 円を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は 0 円となります。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 1,943,431,437 円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金 1,943,431,437 円

4. 日程

(1) 取締役会決議日 2022年3月30日(水)

(2) 株主総会決議日 2022 年 4 月 27 日 (水) (予定)

(3) 債権者異議申述公告日 2022年5月13日(金)(予定)

(4) 債権者異議申述最終期日 2022 年 6 月 13 日 (月) (予定)

(5) 効力発生日 2022 年 7 月 1 日 (金) (予定)

5. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はありませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではなく、業績に与える影響はありません。

なお、上記については、2022 年 4 月 27 日開催予定の当社定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以上